

阿賀野市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）第6条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月11日

阿賀野市長 田中清善

施設の名 称	指 定 管 理 者 の 名 称 及 び 所 在 地	指 定 期 間
・阿賀野市デイサービスセンターむすびの里 ・阿賀野市デイサービスセンター第二むすびの里 ・阿賀野市デイサービスセンター第二わかばの里	社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会 新潟県阿賀野市姥ヶ橋669番地	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで